

農業次世代人材投資事業補助金の内容と実績

【内 容】

市内で就農した経営の不安定な就農初期段階の青年就農者に対して、交付主体となる市が農業次世代人材投資事業補助金(経営開始型)を交付することにより、就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的とし、交付期間は最長5年間。

【令和2年度の経営開始型交付金額】

	1年目	2年目以降5年目まで(1年につき)
交付額	150万円	前年総所得 <sup>(※)</sup> が100万円未満の場合は、150万円
		前年総所得 <sup>(※)</sup> が100万円以上350万円未満の場合は、
		(350万円－前年総所得) × 3/5 で計算した金額

※前年総所得は農業経営開始後の所得に限る

【主な要件】

- 1 就農時の年齢が、原則45歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること
- 2 認定新規就農者であること
- 3 経営開始5年目までに農業で生計が成り立つ実現可能な計画を策定していること
- 4 人・農地プランに中心経営体として位置づけられている、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること
- 5 原則、前年の世帯所得が600万円以下であること

【財 源】

10 / 10 (18県2県5農林業費県補助金：新規就農者確保事業補助金)

【実 績】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
交付人数	1	1	1	2	1
内 訳	新規	継続	継続	継続／新規	継続

※平成28年度から令和2年度まで継続して交付した者1名

※令和元年度新規交付者1名は翌年度他市へ転出し令和元年度で交付を終了